

危険物施設違反処理マニュアル

消防庁危険物保安室

危険物施設違反処理マニュアル

【 目 次 】

第1 違反処理要領	
1 違反の覚知	2
(1) 立入検査による違反の覚知	
(2) 立入検査以外による違反の覚知	
2 違反の分類	2
(1) 罰則の性格による分類	
(2) 違反処理基準による違反の分類	
3 違反調査の実施	4
(1) 調査内容	
(2) 違反調査の方法	
(3) 違反調査結果のまとめ	
(4) 違反処理の留保	
4 警告書の交付	10
(1) 警告の意義	
(2) 警告の要件の確認	
(3) 警告書の作成	
(4) 警告書の交付	
(5) 履行期限の到来	
(6) 確認調査	
5 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）	12
(1) 聴聞の事務手続	
(2) 弁明の機会の付与の事務手続	
(3) 命令等の中止	
6 命令	16
(1) 命令の意義	
(2) 命令の要件	
(3) 命令書の作成	
(4) 命令書の交付	
(5) 命令を行ったときの標識等による公示	
(6) 履行期限の到来	
(7) 確認調査	
(8) 公示の撤去	
(9) 使用再開	
7 許可の取消し	24
(1) 許可の取消しの意義	
(2) 許可の取消しの要件	

(3) 事前手続	
(4) 許可取消書の作成	
(5) 許可取消書の交付	
8 告発	26
(1) 告発の検討	
(2) 告発のための違反調査	
(3) 捜査機関との協議	
(4) 告発書の作成	
(5) 告発書の提出	
9 代執行	32
(1) 代執行の可否の確認	
(2) 代執行の要否の検討	
(3) 代執行の主体	
(4) 事前準備	
(5) 戒告	
(6) 代執行令書による通知	
(7) 代執行の実行	
(8) 費用徴収	
第2 違反処理基準	36

凡例：法……消防法、令……危険物の規制に関する政令、則……危険物の規制に関する規則
「危険物施設」……指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを行っていると思われるすべての場所。

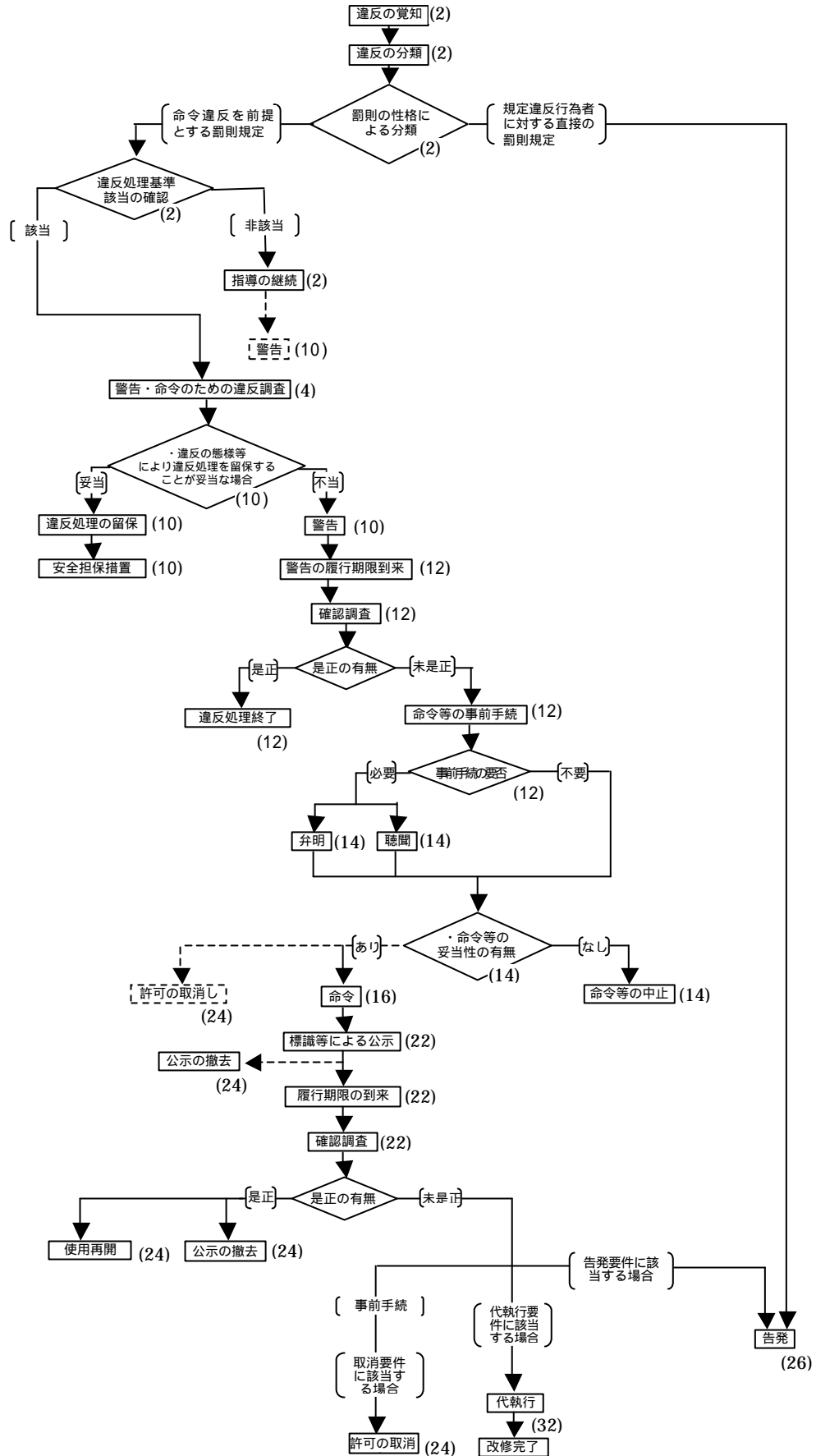
法第16条の5に定める「貯蔵所等」と同義。

「防火対象物立入検査マニュアル」……平成14年8月30日付け消防安第39号消防庁防火安全室長通知による立入検査マニュアル

「防火対象物違反処理マニュアル」……平成14年8月30日付け消防安第39号消防庁防火安全室長通知による違反処理マニュアル

【危険物施設違反処理手順一覧】

()の数字は該当ページを示す。



第1 違反処理要領

違反処理要領は、違反処理を迅速かつ的確に行うために、その処理手順、処理事項、及びその解説等で構成されている。

- ・「処理手順」は、違反処理の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「処理事項」は、処理手順に従って行う具体的な処理の内容を示したものである。
- ・「解説等」は、違反処理にあたっての留意点や法令の解釈等について記述したものである。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[違反の覚知] --> B[違反の分類] B --> C{罰則の性格による分類} C -- "(命令違反を前提とする罰則規定)" --> D{違反処理基準該当の確認} C -- "(規定違反に対する直接の罰則規定)" --> E["(告発へ) (P.26)"] D -- "(該当)" --> F[] D -- "(非該当)" --> G[指導の継続] G --> H[警告 (P.10)] </pre>	<p>1 違反の覚知</p> <p>(1) 立入検査による違反の覚知 通常は、立入検査により違反を覚知する。</p> <p>(2) 立入検査以外による違反の覚知 ・立入検査以外の検査（完成検査、保安検査等）、火災調査又は住民等からの情報提供等により覚知した場合、原則として法第16条の5に基づく立入検査を実施して、その事実を確認する。</p> <p>2 違反の分類</p> <p>(1) 罰則の性格による分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命令違反を前提とする罰則規定 (命令要件一覧 (P.17) 参照) ・規定違反に対する直接の罰則規定 (消防法罰則一覧 (危険物施設) (P.28) 参照) <p>(2) 違反処理基準による違反の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反処理基準 (P.36) の適用要件に該当しているかの確認。 ・該当した場合は、違反施設台帳等を作成し、違反是正されるまで管理を行う。 ・非該当の場合は、指導を継続する。必要に応じて、警告を行うこともできる。

解 説 等

法第16条の5に基づく立入検査

本条の趣旨、法第4条に基づく立入検査との関係等については、危険物施設立入検査マニュアル1(1)(P.3)参照。

罰則の性格による分類

命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための措置(告発)を実施することとなる。

また、刑法上に定めのある刑罰(懲役、禁錮、罰金、拘留など)を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受けるため、告発をもって対応する。

違反処理基準(P.36)

違反処理基準とは、警告、命令、許可の取消しへの移行基準及び時期の判断を示したもの。違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。ただし、違反事項が火災の予防止猶予できないと認められる場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

違反施設台帳等

違反処理基準に該当する事案については、違反施設台帳あるいは、違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、上位措置への移行等の管理を行う。

これにより、たとえ消防側の担当者が人事異動等で変更となった場合でも一貫した業務管理を行うことができる。

違反施設台帳等は、警告・命令等違反処理の名あて人となる管理権原者ごとに作成し、危険物施設別にまとめると管理がしやすい。

また、指導記録簿(危険物施設立入検査マニュアル(P.14)参照は、一体的に管理することが望ましい。

指導

指導の具体例としては、立入検査結果の通知書における違反事項の指摘、改修(計画)報告の指導などがある。危険物施設立入検査マニュアル(P.15)参照。

解 説 等

違反調査

- ・違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反施設の位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱いなどについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。
- ・違反調査には、法第 16 条の 5 に定める立入検査権、資料提出命令権、報告徴収権及び危険物収去権による場合と、法第 35 条の 10 に定める照会による場合などがある。
- ・違反調査については、立入検査により違反を覚知・確認した後、改修指導への対応状況に応じて期日を改めて実施する場合や、火災発生危険など緊急性が高いため立入検査からそのまま移行して実施する場合など、種々のケースが考えられる。

調査内容

- ・違反調査内容は、命令処分を早急に行う場合、行政指導である警告を行う場合、告発を行う場合などの違反処理区分や違反事実の実態に応じて決定する。
- ・警告、命令の場合の調査は、実況見分調査等により、違反の事実を特定することで足りる。さらに告発の場合、構成要件該当性、違法性、有責性について特定することが必要である (P. 26)。
- ・その他違反調査の基本的留意事項

適正手続

調査行為が憲法の保障する基本的人権に抵触することがあってはならず、また、違反処理は相手方に一定の義務を課すものであり、事案によっては、相手方の義務違反を捜査機関に告発し、訴追を求めるものであるから、その前提として行う違反の調査も適正な手続に従ってなされることが必要である。

関係機関との協力

法第 35 条の 10 に基づき、照会、協力を受けた官公署には、一般的にはこれに応答し、又は協力することとなるが、照会について、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官公署の事務の支障のないように配慮しつつ行うものとする。また、照会手続については、下記の基準に留意するとともに、具体的な手続について事前に関係官公署と十分に協議を行うものとする。

- ・照会する時間は、関係官公署の執務時間内とすること
- ・照会書を関係官公署の窓口を持参し、又は郵送すること
- ・照会書に照会担当者名及び連絡先を明記すること
- ・郵送による回答を求める場合など回答に費用を要する場合、その費用を負担すること
- ・回答書の管理を徹底するなど個人情報の保護に留意すること
- ・照会書の照会者名義の職印の押印及び文章番号の記載等偽造防止の措置を講ずること

ア 照会を求める内容

消防機関において照会することが考えられる事項の例は、次のようなものがある。


違反処理の名あて人の特定のため

- ・都道府県及び市町村税務所の保有する事業税に関する事業主
- ・市町村役所の保有する外国人登録に関する情報の有無
- ・裁判所の保有する破産管財人
- ・特定行政庁の保有する建築物の関係者
- ・高圧ガス保安法、火薬類取締法、揮発油販売業法等を所管する関係行政庁の保有する事業者等

イ 協力を求める内容

立入検査や違反是正の効果を高めるために、関係官公署との間で、立入の日程調整 (例 : 法律に基づく又は任意の立入を合同で実施するための日程調整) や現場での協力 (例 : 危険物施設の関係者の特定、違反是正指導方針についての相談) を行うことなども考えられる。

なお、合同で立入検査を実施する場合には、消防法令の範囲内での業務執行や相互の共助によって得た他官公署からの情報に関する適切な管理等に留意することが必要である。

処 理 手 順	処 理 事 項
 <p data-bbox="303 913 459 943">違反調査の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="638 636 853 665">・ 命令要件の特定 <li data-bbox="683 672 770 701"><u>違反者</u> <li data-bbox="683 707 853 736">違反発生日時 <li data-bbox="683 743 853 772">違反発生場所 <li data-bbox="683 779 798 808">違反内容 <li data-bbox="683 815 1134 884">その他命令要件の特定に必要な事項 (命令要件一覧 (P. 1 7) 参照) <p data-bbox="603 922 863 952">(2) 違反調査の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="638 958 770 987">・ <u>実況見分</u>

解 説 等

ウ 照会、協力要請の効果

照会や協力要請を受けた者には、一般的にはこれに応答し、又は協力することとなるが、これらには強制力はなく、照会や協力要請を受けた者は、照会内容に職務上守秘義務があるとき又は職務執行に支障のあるときは報告義務が免除されるほか、職務命令に反して照会や協力要請に応える義務はないものである。

エ 警察との協力について

警察との協力については、法第 35 条の 10 の「特別の定め」には、消防組織法第 24 条第 1 項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。また、法第 16 条の 5 第 2 項の規定に基づき走行中の移動タンク貯蔵所に関する立入検査等を行う場合には、消防と警察は互いに密接な連絡をとる必要がある。

違反者

- ・違反者の氏名、本籍、住所、商号、本店所在地等は、必要により住民票、戸籍謄（抄）本、不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）、商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）で確認する。

実況見分

- ・実況見分調書の作成

実況見分

ア 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいう。

イ 実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。

ウ 実況見分調書の作成は、違反事実の確認を明らかにする場合や違反にかかる証拠保全のために必要な場合行う。

実況見分の事前準備

ア 実況見分は、通常、見分者及び補助者で実施する。

見分者は、実況見分全体を指揮するため、事前に違反事実について整理し、何に見分の重点をおいたらよいか明確にしておく。

イ 補助者の任務

- ・ 見取り図の作成
- ・ 写真撮影
- ・ 距離や寸法の測定
- ・ 証拠資料の収集

ウ 主な使用器材

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ・ カメラ | ・ 筆記用具 | ・ 画板 |
| ・ 方眼紙 | ・ メモ用紙 | ・ メジャー |
| ・ 方位磁石 | ・ 時計 | ・ 懐中電灯 |

実況見分実施時の留意事項

ア 実況見分は法第 16 条の 5 に規定する立入検査権などに基づき行うものとする。

イ 見分者は、現場を客観的に見分し、自己の先入観や過去の経験にとらわれず、ありのままの現場を見分する。

ウ 見分は、対象物の外周部から始め、次第に危険物施設内部の細部に対して行う。

エ 見分内容をわかりやすく、具体的にするために、図面や写真を有効に活用する。

処 理 手 順	処 理 事 項
<p data-bbox="271 1657 494 1691">違反調査結果のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="638 1064 774 1108">・ <u>写真撮影</u> <li data-bbox="638 1512 885 1556">・ 物証・ <u>書証の収集</u> <li data-bbox="598 1646 1452 1915"> <p>(3) 違反調査結果のまとめ</p> <p>違反処理担当者が、当該違反の覚知から報告時までの調査結果をまとめ、全体像を把握し、警告・命令等の一次措置の検討のため、「<u>違反調査報告書</u>」により署長等へ報告する。</p> <p>改修（計画）報告書の提出を待つて措置することが適当でない事案、火災危険・人命危険があり緊急を要する事案については、調査結果を口頭で報告する。</p>

解 説 等

実況見分調書作成時の留意事項

- ア 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する。
- イ 見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関連する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載する。
- ウ 見分者は事実をありのままに記載し、意見や憶測は記載せず、主観の入っている修飾語（かなり、比較的、大変等）を使用しないようにする。
- エ 見分を実施していく中で立会人に説明を求めた場合、その説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することができる。
- オ 調書が二葉にわたる場合は、毎葉に作成者の契印をする。
- カ 記載した文字は改変してはならない。また、文字を削ったり、加えたりする場合は、欄外余白にその旨及び字数を記載し、認印する。
なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておく。
- キ 実況見分の信憑性を確保するため、関係のある者の立会い状況を写真撮影しておく。

写真撮影

・写真の撮影要領

写真は違反状態が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。

違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する。

撮影位置、方向、撮影日時等を写真撮影位置図に記録する。

物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写しこむ。

撮影を拒否された場合は強行せず違反事実の現認（実況見分）及び質問調書によって補完する。

書証（住民票等）の収集

防火対象物違反処理マニュアル（P.15）参照。

違反調査報告書

- ・違反調査報告書は次のような目的のため作成されるものである。

内部的報告資料

命令に対する不服申立てや行政訴訟又は民事訴訟となった場合の資料

告発の立証資料

- ・違反調査報告書の作成

違反調査報告書の内容を大別すると、違反事実の認定部分と違反の情状部分からなり、それらを証明又は認定するための資料が添付される。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD Start(()) --> Decision{違反の態様により違反処理を留保することが適切な場合} Decision -- "(妥当でない場合)" --> Warning[警告] Decision -.- "(適切な場合)" --> Reserve[違反処理の留保] Reserve -.-> Safety[安全担保措置] Warning --> Meaning[警告の意義] Meaning --> Confirmation[警告の要件の確認] Confirmation --> Creation[警告書の作成] </pre>	<p>(4) 違反処理の留保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などを検討した結果、その時点では、<u>違反処理を留保する場合もある</u>。 ・安全担保措置 なお、留保した場合は、違反内容の危険性に対応した安全対策措置を講じさせ、その事実を記録しておく。 <p>4 警告書の交付</p> <p>(1) <u>警告の意義</u></p> <p>(2) <u>警告の要件の確認</u></p> <p>(3) <u>警告書の作成</u> 次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警告の主体</u> ・ <u>警告の客体</u> ・ <u>警告の内容</u>

解 説 等

・違反調査報告書に添付する事実認定資料

違反調査報告書に添付する事実認定資料は、違反処理基準により最初に行われる措置を行うにあたり、妥当性を証明するに足る程度の資料を揃える必要がある。違反の態様により、「違反者の認定に必要なもの」「違反の物理的事象の認定に必要なもの」「情状の説明に必要なもの」を考慮して資料を選択する。

また、これらの資料は、違反処理基準の二次措置、三次措置を行うこととなった場合にも必要となるものである。

(資料の例)

吏員等が当該違反に関連して新たに作成したもの

立入検査結果通知書
質問調書
火災原因調査書
証拠物にかかわる計測結果等を図面や写真、文章等によりまとめた書類(実況見分調書等)

上記以外のもの

戸籍謄(抄)本、住民票等
商業登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)
不動産登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)
伝票等、商業帳簿類
違反者の作成した改修(計画)報告書、理由書、始末書等

違反処理を留保する場合

(例)

都市計画等により、違反施設の取り壊し・移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合。

違反施設の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理の名あて人が特定できない場合で、違反の程度と比較衡量して、留保が妥当な場合。

そのほか社会通念上違反処理を留保することが妥当な場合。

警告の意義

- ・警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、危険物施設の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- ・警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたる。したがって、警告自体には法的な強制力はない。

警告の要件

警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令要件と一致する(命令要件一覧(P.17)参照)。

警告の主体

警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、市町村長等、消防長、消防署長などが行うのが適当である。

警告の客体

警告は、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする。

また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する。

警告内容

実現不可能であったり、不明確であってはならない。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[警告書の交付] --> B[履行期限の到来] B --> C[確認調査] C --> D{是正の状況} D -- (未是正) --> E[命令等の事前手続] D -- (是正) --> F[違反処理終了] E --> G{事前手続が必要か} G -- (不要) --> H[使用停止命令等公益上緊急に不利益処分をする必要がある場合等は、聴聞、弁明の手続が不要となる。] G -- (必要) --> I[（弁明）] </pre>	<p>・ <u>履行期限</u></p> <p>(4) 警告書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名あて人に直接交付し、受領書を求める。 ・ 名あて人に直接交付できない場合は、下記のいずれかの方法による。 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者（名あて人の従業員若しくは配偶者又は危険物保安監督者等）が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。直接交付ができない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことのでかえることができる。この場合、後日、名あて人から受領書を求める。 <u>配達証明郵便（必要に応じて配達証明付き内容証明郵便）</u>により送達する。 <p>(5) 履行期限の到来</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警告を行った後は、履行期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。 ・ 履行期限が到来したら、確認調査を実施する。 <p>(6) 確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行状況の確認 <p>5 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>聴聞</u>の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第1号） 法第12条の2第1項、第13条の2第5項、第13条の24に基づく許可、資格等の取消し。 ・ <u>弁明</u>の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） 法第12条の2第1項及び第2項、第14条の2第3項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。

解 説 等

履行期限

- ・ 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。例えば、自動火災報知設備等の設置を警告の内容として示す場合には、見積りに要する期間、着工届、工事期間、工事可能日及び時間帯、更には設置届、検査等に要する期間等総合的に検討して履行期限を決定する必要がある。
なお、履行期限の具体例については、違反処理基準（P.36～49）参照。

配達証明付き内容証明郵便

防火対象物違反処理マニュアル（P.21）参照。

命令等の事前手続等に関する解説等については、防火対象物違反処理マニュアル「6 命令の事前手続」（P.21, 23, 25）参照。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[聴聞] --> B[弁明] B --> C{命令等の妥当性の有無} C -- (あり) --> D[許可の取消し] C -- (なし) --> E[命令等の中止] </pre> <p>聴聞</p> <p>聴聞主宰者の指定 聴聞開催の通知 当事者に対する対応 聴聞の実施 聴聞調書の作成 報告書の作成 処分の決定</p> <p>弁明</p> <p>弁明の機会の付与の通知 弁明書の受理 弁明調書の作成 処分の決定</p> <p>命令等の妥当性の有無</p> <p>(あり)</p> <p>(なし)</p> <p>許可の取消し</p> <p>命令等の中止</p>	<p>(1) 聴聞の事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴聞主宰者の指定（行政手続法第19条） 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。 ・<u>聴聞開催の通知</u>（行政手続法第15条） 聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「聴聞通知書」により通知する。 ・当事者に対する対応（行政手続法第16、17、18、20、21条） 当事者の権利である、陳述書、証拠書類等の提出、証拠資料の閲覧、代理人・参加人申請等に対する速やかな対応を行う。 ・聴聞の実施（行政手続法第20、22、23、25条） 当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理できる。 ・<u>聴聞調書の作成</u>（行政手続法第24条） ・<u>報告書の作成</u>（行政手続法第24条） ・処分の決定（行政手続法第26条） 行政庁は、聴聞調書の内容と報告書に記載された主宰者の意見を十分参酌した上、処分を決定する。 <p>(2) 弁明の機会の付与の事務手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>弁明の機会の付与の通知</u>（行政手続法第30条） 弁明書の提出期限までに相当な期間において不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「弁明の機会の付与通知書」により通知する。 ・弁明書の受理 ・口頭による弁明の機会の付与が行われた場合は、弁明調書を作成する。 弁明調書は、署名及び押印を求める。 ・処分の決定 弁明手続き終了後、弁明の内容を十分に参酌して処分を決定する。 正当な理由なく弁明書が提出されなかった場合には、事務処理を進め処分を決定する。 <p>(3) 命令等の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>聴聞、弁明の結果、命令等を行うことが妥当でないことが判明</u>した場合は、命令等を中止する。

解 説 等

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD Start(()) --> Command[命令] Command --> Meaning[命令の意義] Meaning --> Requirements[命令の要件] Requirements --> Creation[命令書の作成] Creation --> End(()) </pre>	<p>6 命令</p> <p>(1) <u>命令の意義</u></p> <p>(2) <u>命令の要件</u></p> <p>(3) 命令書の作成 次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>命令の主体</u> ・ <u>命令の客体</u> ・ <u>命令内容</u> ・ <u>命令（不利益処分）の理由</u> ・ <u>履行期限</u> ・ <u>教示</u>

解 説 等

命令の意義

消防法上の命令は、行政庁としての市町村長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者（主として関係者）に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。

命令の要件

命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。

命令の主体

各命令規定を確認すること（「命令要件一覧」参照）

命令の客体

命令の客体（名あて人）は、例えば、「権原を有する関係者」、「管理について権原を有する者」、「所有者、管理者又は占有者」、「関係者で権原を有するもの」など、法の命令規定に定められた履行義務者である。したがって、命令の履行義務者が誰であるかを具体的なケースについて十分検討したうえで名あて人を特定する必要がある。

命令内容

命令内容が実現不可能であったり、不明確であってはならない。法令の規制範囲を逸脱しないこと。

命令（不利益処分）の理由

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない。

履行期限

履行期限の設定は、警告の場合と同様に、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防の見地から妥当な期間を決定する。


教示

不服申立ての教示
教示を誤った場合
教示を怠った場合

教示に係る行政不服審査法の解説等については、防火対象物違反処理マニュアル（P.25, 27, 29）参照。

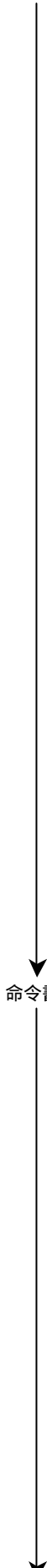
命令要件一覧

命令条文 （命令の主体）	命令の主体	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第11条の5第1項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 （移動タンク貯蔵所以外）	市町村長等	製造所・貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが法第10条第3項で定める技術上の基準に違反していると認めるとき	当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定はなし（法第12条の2第2項の命令要件となる。）

処 理 手 順	処 理 事 項
	

解 説 等

命令条文 (命令の主体)	命令の主体	命令要件	名あて人	命令違反に対する 罰則
法第 11 条の 5 第 2 項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 (移動タンク貯蔵所に限る。)	市町村長	管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵又は取扱いが法第 10 条第 3 項に定める技術上の基準に違反していると認められるとき	当該移動タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定はなし(法第 12 条の 2 第 2 項の命令要件となる。)
法第 12 条第 2 項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が法第 10 条第 4 項で定める技術上の基準に違反していると認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者	直接の罰則規定はなし(法第 12 条の 2 第 1 項の命令要件となる。)
法第 12 条の 2 第 1 項 製造所等の使用停止命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号に該当するとき 1 法第 11 条第 1 項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき 2 法第 11 条第 5 項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき 3 法第 12 条第 2 項の規定による命令に違反したとき 4 法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(法第 42 条第 1 項第 3 号) (両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項)
法第 12 条の 2 第 2 項 製造所等の使用停止命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号に該当するとき 1 法第 11 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき 2 法第 12 条の 7 第 1 項の規定に違反したとき 3 法第 13 条第 1 項の規定に違反したとき 4 法第 13 条の 2 4 の規定による命令に違反したとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(法第 42 条第 1 項第 3 号) (両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項)
法第 12 条の 3 第 1 項 製造所等の緊急使用停止命令	市町村長等	公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(法第 42 条第 1 項第 3 号の 2) (両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項)
法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状の返納命令	都道府県知事	危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているとき	危険物取扱者	30 万円以下の罰金又は拘留(法第 44 条第 7 号)

処 理 手 順	処 理 事 項
 <p data-bbox="207 1400 343 1433">命令書の交付</p>	<p data-bbox="598 1400 837 1444">(4) <u>命令書の交付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="630 1444 1444 1579">・名あて人に直接交付し、受領書を求める。 なお、口頭による場合は、原則として、事後に命令書を交付し、受領書を求める。（この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とする。） <li data-bbox="630 1624 1444 2016">・手交できない場合は、下記のいずれかの方法による。 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者（名あて人の従業員若しくは配偶者又は危険物保安監督者等）が命令書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に命令書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。 直接交付ができない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことでかえることができる。この場合、後日、名あて人から受領書を求める。 配達証明付き内容証明郵便により送達する。

解 説 等

命令条文 (命令の主体)	命令の主体	命令要件	名あて人	命令違反に対する 罰則
法第 13 条の 2 4 第 1 項 危険物保安統括管 理者又は危険物保 安監督者の解任命 令	市町村長等	危険物保安統括管理者若しくは危 険物保安監督者がこの法律若しくは この法律に基づく命令（消防法の委任 に基づく政令等下位法令をいう。）の 規定に違反したとき、又はこれらの者 にその業務を行わせることが公共の 安全の維持若しくは災害の発生を防 止に支障を及ぼす恐れがあるとき	製造所、貯蔵所又は 取扱所の所有者、管 理者又は占有者	直接の罰則規定は なし（法第 12 条の 2 第 2 項の命令要 件となる。）
法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程変更命令	市町村長等	火災の予防のため必要があると き	製造所、貯蔵所又は 取扱所の所有者、管 理者又は占有者	6 月以下の懲役又 は 50 万円以下の 罰金（法第 42 条第 1 項第 6 号） （両罰：本条の罰金 第 45 条第 3 項）
法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 危険物施設につい ての応急措置命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有 者、管理者又は占有者が法第 16 条 の 3 第 1 項の応急の措置を講じて いないと認めるとき	製造所、貯蔵所又は 取扱所の所有者、管 理者又は占有者	6 月以下の懲役又 は 50 万円以下の 罰金（法第 42 条第 1 項第 6 号の 2） （両罰：本条の罰金 第 45 条第 3 項）
法第 16 条の 5 資料提出命令、報 告徴収命令	市町村長等	火災の予防のため必要があると き	貯蔵所等の所有者、 管理者若しくは占 有者	30 万円以下の罰 金又は拘留（法第 4 4 条第 2 号）
法第 16 条の 6 無許可貯蔵等の危 険物に対する措置 命令	市町村長等	指定数量以上の危険物を無許可 で貯蔵し又は取り扱っている者に対 して、当該貯蔵又は取扱いに係る 危険物の除去その他危険物による 災害防止のため必要があるとき	無許可で危険物を 貯蔵し、又は取り扱 った者（当該行為を させた者等を含 む。）	法第 16 条の 6 第 2 項に基づき代執 行へ移行

命令書の交付

- ・ 消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭の形式（口頭命令）であると文書の形式（文書命令）であると問わない。しかし、実務上は、命令内容を受命者に明確に示すことによって、後日、命令の存否や内容等について無用なトラブルを避けるためにも、また、命令違反を告発する場合の挙証資料とするためにも、緊急やむを得ない場合以外は、文書命令の形をとるべきである。
- ・ 口頭命令を行った場合は、後日、同命令と同一日付及び同一内容の命令書を交付しておくものとする。口頭命令が有効に成立している以上、あらためて命令書を交付することは、法律上必要とされているわけではないが、命令発動の事実や命令違反の事実などの挙証手段として実務上要請されるものである。
- ・ 命令の効力の発生時期は、命令が受領者に到達したとき、社会通念上一般に了知することができる客観的状況に置かれたときである。このことから、直接交付できない場合は、後日の到着の有無の争いを避けるため、配達証明及び内容証明郵便により送達する。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[↓] --> B[標識等による公示] B --> C[履行期限の到来] C --> D[確認調査] D --> E[↓] </pre>	<p>(5) 命令を行ったときの標識等による<u>公示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示が必要な命令 法第 11 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 12 条第 2 項、第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 12 条の 3 第 1 項、第 13 条の 24 第 1 項、第 14 条の 2 第 3 項、第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項、第 16 条の 6 第 1 項の命令 ・ 公示の期間 命令を行ったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。 ・ <u>公示の方法</u> 公示の方法は、標識の設置、官報又は公報への掲載その他市町村長等が定める方法によるものとし、標識は当該危険物施設に出入りする人々が見えやすい場所に設置する。 (市町村長等の定める方法の例) ・ 当該市町村等の事務所に掲示 ・ 当該市町村等のホームページに掲載 ホームページに掲載する場合は、他の方法と併せて行うものとする。 <p>(6) 履行期限の到来</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 命令を行った後は、履行期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。 ・ 履行期限が到来したら、確認調査を実施する。 <p>(7) 確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 是正状況の確認。

解 説 等

公示

命令を行ったときは、違反状態が継続している間、標識の設置や官報又は公報への掲載などにより、措置命令の内容などの周知を図る。

公示制度の法的趣旨

危険物施設について命令を行ったときの公示は、危険物施設に火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、市町村長等によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該危険物施設の利用者や近隣住民等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。

なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。

公示の方法

公示方法の選択については、個々の違反の態様と程度に照らし、違反の程度が重大なものなどについては標識を設置するなど、適切な方法を選択する。

設置

標識の設置に際して、標識を設置する場所について権原を有している当該危険物施設の関係者や当該危険物施設のある場所の所有者、管理者、占有者は、受命者である当該危険物施設の関係者と異なる場合であっても、受命者と一定の関係が認められることから、標識の設置の受忍義務を負うと考えられる。この場合においても、標識を設置することで公示により周知されるべき第三者が得られる利益と、標識の設置により当該標識の設置場所について権原を有している者が被る損害を比較衡量したうえで、妥当な場所に設置されることが必要である（設置場所の例：当該事業所の正門、受付等の存する建屋の入口付近その他の第三者の目に触れやすい場所。移動タンク貯蔵所にあつては、車両の前後又は側面の見やすい箇所）。

標識の設置の具体的方法（例）

消防法による命令の公告

危険物施設の所在地
危険物施設の名称
命令を受けた者の氏名

この(危険物施設の区分¹)は、消防法に違反している⁽²⁾ので、同法第 条の規定に基づき、(命令の内容³)を命じたものである。

年 月 日

市町村長等

(注意)

- 一. この標識は、消防法第 条の規定に基づき設置したものである。
- 二. この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。

- 1 当該危険物施設の施設区分（製造所、屋内貯蔵所等）を記入
- 2 消防法違反を要件としない要件（法第12条の3第1項等）の場合には、命令を発することとなった理由を記入
- 3 命令の内容が多岐に及ぶ場合には、文を改めて箇条書により列挙することも可
- 4 大きさは、A3（縦42cm×横30cm）～B2（縦73cm×横52cm）程度とする。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD Start(()) --> Decision{是正の状況} Decision -- "(是正)" --> A[公示の撤去] A --> B[使用再開] Decision -- "(未是正)" --> C[許可の取消し] C -- "〔事前手続〕 (代執行の要件に該当する場合)" --> D["(代執行へ)"] C -- "(取消要件に該当する場合)" --> C </pre> <p>許可の取消しの意義 許可の取消しの要件 事前手続 許可取消書の作成 許可取消書の交付</p>	<p>(8) 公示の撤去 命令事項の履行等によって<u>命令の効力が消滅</u>した場合には、公示の撤去を行う。</p> <p>(9) 使用再開 使用停止命令（法第12条の2第1項若しくは第2項又は第12条の3第1項）を行った危険物施設について、命令要件を形成していた法令違反や危険状態等が是正された場合には、使用再開に向け、速やかに<u>使用停止命令の解除等</u>を行う。</p> <p>7 許可の取消し</p> <p>(1) <u>許可の取消しの意義</u></p> <p>(2) <u>許可の取消しの要件</u></p>

解 説 等

標識を損壊した場合等

設置された標識を損壊した者には、公文書毀棄罪が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用されるので、行為者に対しては告訴・告発で対応する。

命令の効力の消滅

命令は、命令事項の履行、命令の撤回取消、命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。

使用停止命令の解除等

- ・使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 2 項）の解除
使用停止命令は、法第 12 条の 2 第 1 項又は第 2 項各号に掲げる法令違反の是正状況を勘案し、公共の安全の維持及び災害の発生の防止が確保されている場合に解除する。
- ・緊急使用停止命令（法第 12 条の 3 第 1 項）の解除
緊急使用停止命令は、次の事項を勘案し、公共の安全の維持及び災害の発生の防止が確保されている場合に解除する。
 - ア 火災の鎮火、漏えい危険物の回収など災害防除措置の状況
 - イ 当該危険物施設における消防法令の遵守状況
 - ウ 事故原因を踏まえた再発防止策の内容
 当該危険物施設の使用再開に当たり、復旧工事に係る変更許可（法第 11 条第 1 項）、予防規程変更の認可（法第 14 条の 2 第 1 項）等が必要となる場合には、原則として緊急使用停止命令の解除前にこれらの事務処理を行い、イ及びウの関連事項に係る確認を併せて行う。また、変更許可等の後において、イ及びウに係る危険物施設側の取組状況等から危険物保安上支障がないと認められる場合には、完成検査の前に緊急使用停止命令を解除することとしてさしつかえない。
命令を解除する場合は、その旨を受命者（＝危険物施設の所有者等）に対して必要に応じ通知する。
- ・なお、これらの使用停止命令は、私権制限の性格の強いものであることを考慮し、危険物保安上必要な範囲にとどめることが必要である。

許可の取消しの意義

- ・危険物施設の許可の取消しについて明確化を図り、違反処理の公平適正化を進めるため、法第 12 条の 2 第 1 項においては、同項各号に掲げる法令について市町村長等が危険物施設の許可を取り消すことができる旨規定されている。本項は、危険物施設の許可が対物許可という法的性格をもつことから、危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に着目して、この基準が維持されていない場合又は維持されているかどうか確認できない場合に許可を取り消すことができるとされている。
- ・危険物施設の許可の取消しは、行政行為の「撤回」に該当するものである。したがって、法第 12 条の 2 第 1 項によるほか、講学上の「行政行為の撤回」の理論に基づき、許可の取消しを行う余地は残されていると解される。

許可取消しの要件

- ・危険物施設の許可取消しの要件は、次のとおりである。（法第 12 条の 2 第 1 項。「命令要件一覧」（P.17）参照）
許可を受けないで危険物施設の位置、構造及び設備を変更したとき
完成検査の前に、危険物施設を使用したとき
危険物施設の位置、構造及び設備に係る措置命令に違反したとき
保安検査に関する規定に違反したとき
定期点検に関する規定に違反したとき
- ・許可の取消しは、関係者の既得権益を剥離するものでもあるので、その権限行使に当たっては、裁量権の濫用にわたることのないよう適切な行使に努める必要がある（許可の取消しに至る一般的な流れについては、違反処理基準（P.36）参照）。

処 理 手 順	処 理 事 項
<p style="text-align: center;">告 発</p> <p style="text-align: center;">告発の検討</p>	<p>(3) <u>事前手続</u></p> <p>(4) <u>許可取消書の作成</u></p> <p>(5) <u>許可取消書の交付</u></p> <p>8 告 発</p> <p>(1) <u>告発の検討</u></p> <p>・ <u>命令違反等の罰則規定に違反した事実があり、告発をもって措置すべきと認められる事案</u>については、告発を前提とした違反調査を開始する。</p>

解 説 等

・上記 又は に該当するものとして危険物施設の許可を取り消すことができる場合としては、原則として次に掲げる場合が考えられる。

ア 法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき期限を定めて危険物施設の使用の停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者が当該命令に違反したとき。

イ 同項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用の停止を命じ、危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用の停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った上記 又は 該当する事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。

ウ 客観的状況から判断して、当該危険物施設の位置、構造及び設備が同法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、同法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物施設の使用の停止の命令のみでは不十分と判断されるとき。

事前手続

許可取消書の作成
許可取消書の交付

「 5 命令等の事前手続」及び「 6 命令」の例による。

告発の意義

告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、犯罪事実（消防法令違反）を申告して、処罰を求める意思表示である。

告発の検討

刑事訴訟法第 239 条第 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定し、公務員の告発義務について定めている。

ただし、この告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされる。

告発をもって措置すべきと認められる事案（例）

命令違反を前提とする罰則規定に関する事案

- ・危険物施設の使用停止命令違反（法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項）
- ・危険物施設の緊急使用停止命令違反（法第 12 条の 3 第 1 項）
- ・危険物施設における事故時の応急措置命令違反（法第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項）
- ・無許可貯蔵・取扱いの危険物に対する措置命令違反（法第 16 条の 6）

規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案

- ・危険物の無許可貯蔵・取扱い（法第 10 条第 1 項違反）に伴い、火災・漏えい事故が発生するなどして、大きな人的・物的被害が生じた場合又はそのおそれのある場合
- ・危険物の無許可・貯蔵・取扱い（法第 10 条第 1 項違反）の繰り返し
- ・危険物の貯蔵・取扱基準違反（法第 10 条第 3 項違反）に伴い火災・漏えい事故が発生するなどして、大きな人的・物的被害が生じた場合
- ・保安監督業務不履行（法第 13 条第 1 項違反）又は無資格者による危険物取扱い（法第 13 条第 3 項違反）の繰り返しなど違反内容が悪質な場合
- ・危険物移送中の危険物取扱者乗車義務違反（法第 16 条の 2 第 1 項違反）の繰り返しなど違反内容が悪質な場合
- ・立入検査の拒否（法第 16 条の 5 第 1 項違反）の繰り返し
- ・危険物施設から外部に危険物が漏えいし、火災の危険を生じさせるとともに公共の危険が生じた場合（法第 39 条の 2、法第 39 条の 3）
- ・その他違反内容が悪質なもの

処 理 手 順	処 理 事 項																				
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">告発のための違反調査</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>(2) <u>告発のための違反調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 <ul style="list-style-type: none"> 違反事実の特定 <ul style="list-style-type: none"> ア 違反者の氏名、本籍、住所、職業、生年月日（法人の場合は、商号、本店所在地、代表者の職名・住所・氏名） イ 違反発生日時 ウ 違反発生場所 エ 違反対象物の用途、規模、構造等 オ 違反内容 カ 適用法条（<u>両罰規定の適用の有無</u>） キ 指導経過 ク <u>共犯者の有無</u> ケ その他違反事実の特定に必要な事項 違反の情状の認定 <ul style="list-style-type: none"> ア 違反の目的、動機 イ 繰り返し違反の状況 ウ 違法性の認識 エ 危険性の認識 オ 災害の発生状況 カ 業務経歴等 キ その他違反の情状の認定に必要な事項 社会、公共への影響 ・違反調査の方法 <ul style="list-style-type: none"> ア 違反者等からの違反事実にかかわる<u>事情の聴取及び録取</u> イ 違反事案にかかわる実況見分及び写真撮影 ウ 物証、書証の収集 エ その他 <p>消防法罰則規定一覧（危険物施設） 網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）</p> <table border="1" data-bbox="603 1444 1433 2101"> <thead> <tr> <th>法条文</th> <th>処罰される者</th> <th>罰 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 39 条の 2</td> <td>・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（但し、公共の危険の発生が必要）を発生（故意）させた者</td> <td>3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>・上記により致死傷を発生させた者</td> <td>7 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 39 条の 3</td> <td>・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（但し、公共の危険の発生が必要）を発生（過失）させた者</td> <td>2 年以下の懲役・禁固又は 200 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>・上記により致死傷を発生させた者</td> <td>5 年以下の懲役・禁固又は 300 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>第 41 条</td> <td>・製造所等以外における指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをした者【第 10 条第 1 項】</td> <td>1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 42 条</td> <td>・製造所等の設置、位置、構造又は設備を変更する際に許可を受ける義務【第 11 条第 1 項】に違反した者</td> <td rowspan="2">6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>・製造所等の完成検査前使用をした者【第 11 条第 5 項】</td> </tr> </tbody> </table>	法条文	処罰される者	罰 則	第 39 条の 2	・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（但し、公共の危険の発生が必要）を発生（故意）させた者	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金	・上記により致死傷を発生させた者	7 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金	第 39 条の 3	・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（但し、公共の危険の発生が必要）を発生（過失）させた者	2 年以下の懲役・禁固又は 200 万円以下の罰金	・上記により致死傷を発生させた者	5 年以下の懲役・禁固又は 300 万円以下の罰金	第 41 条	・製造所等以外における指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをした者【第 10 条第 1 項】	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	第 42 条	・製造所等の設置、位置、構造又は設備を変更する際に許可を受ける義務【第 11 条第 1 項】に違反した者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	・製造所等の完成検査前使用をした者【第 11 条第 5 項】
法条文	処罰される者	罰 則																			
第 39 条の 2	・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（但し、公共の危険の発生が必要）を発生（故意）させた者	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金																			
	・上記により致死傷を発生させた者	7 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金																			
第 39 条の 3	・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（但し、公共の危険の発生が必要）を発生（過失）させた者	2 年以下の懲役・禁固又は 200 万円以下の罰金																			
	・上記により致死傷を発生させた者	5 年以下の懲役・禁固又は 300 万円以下の罰金																			
第 41 条	・製造所等以外における指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをした者【第 10 条第 1 項】	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金																			
第 42 条	・製造所等の設置、位置、構造又は設備を変更する際に許可を受ける義務【第 11 条第 1 項】に違反した者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金																			
	・製造所等の完成検査前使用をした者【第 11 条第 5 項】																				

解 説 等

告発のための違反調査

防火対象物違反処理マニュアル (P.43) 参照。

両罰規定の適用の有無

防火対象物違反処理マニュアル (P.45) 参照。

共犯者の有無

防火対象物違反処理マニュアル (P.45) 参照。

事情の聴取及び録取

・ 質問調書の作成

質問調書の作成

質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する。

録取場所

ア 原則として立入検査において実施する。(法第16条の5を根拠)

イ 立入検査以外の場所においては、相手の任意の同意を得た場合において可能である。

質問事項

(違反者に対するもの)

ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等

イ 違反の構成要件事実

(例) 法第12条命令違反の場合

法第10条第4項違反の事実、命令権者から命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実。

ウ 違反に至った経過

エ 違反事実の認識

オ 違反に伴う危険性の認識

カ 違反を是正しない理由

キ 違反を行ったことについての反省

ク その他必要と認める事項

(法人の関係者に対するもの(両罰規定適用の場合))

ア 業務内容

イ 関係者の地位及び職務内容

ウ 業務内容と違反との関係

処 理 手 順	処 理 事 項		
↓	法条文	処罰される者	罰 則
	第 42 条	・製造所等の使用停止命令【第 12 条の 2 第 1 項又は第 2 項】に違反した者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
		・製造所等の緊急使用停止命令又は処分【第 12 条の 3】に違反した者	
		・危険物保安監督者の選任義務【第 13 条第 1 項】に違反して危険物保安監督者を定めずに事業を行った者	
		・製造所等における危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合の危険物取扱者の立会い義務【第 13 条第 3 項】に違反した者	
		・予防規程の作成認可の規定【第 14 条の 2 第 1 項】に違反して危険物を貯蔵し、若しくは取り扱った者	
		・予防規程の変更命令【第 14 条の 2 第 3 項】に違反した者	
		・製造所等の応急措置命令【第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項】に違反した者	
	第 43 条	・製造所等における危険物の貯蔵・取扱いにおいて、政令で定める技術上の基準【第 10 条第 3 項】に違反した者	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
		・危険物の運搬等において、政令で定める技術上の基準【第 16 条】に違反した者	
		・危険物の移送時の危険物取扱者の乗車義務【第 16 条の 2 第 1 項】に違反した者	
	第 44 条	・製造所等の譲渡・引渡の届出義務【第 11 条第 6 項】に違反した者	30 万円以下の罰金又は拘留
		・危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務【第 11 条の 4 第 1 項】に違反した者	
		・製造所等の用途の廃止の届出義務【第 12 条の 6】に違反した者	
		・危険物保安統括管理者の選解任届出義務【第 12 条の 7 第 2 項】に違反した者	
		・危険物保安監督者の選解任届出義務【第 13 条第 2 項】に違反した者	
		・危険物取扱者免状返納命令【第 13 条の 2 第 5 項】に違反した者	
		・保安検査受忍義務【第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項】に違反した者	
・点検記録の作成及び保存の義務【第 14 条の 3 の 2】に違反した者			
・移動タンク貯蔵所に乗車時の危険物取扱者免状携帯義務【第 16 条の 2 第 3 項】に違反した者			
・製造所等における緊急事故通報義務【第 16 条の 3 第 2 項】に違反した者			

解 説 等

- エ 違反と監督責任
- オ その他必要と認める事項
(第三者に対するもの)
- ア 違反者との関係
- イ 違反の状況
- ウ 危険性の認識
- エ その他必要と認める事項

質問調書作成上の留意事項

防火対象物違反処理マニュアル (P.47) 参照。

調書内容の確認等

防火対象物違反処理マニュアル (P.47) 参照。

事情の聴取等に関する留意事項については、防火対象物違反処理マニュアル (P.47) 参照。

処 理 手 順	処 理 事 項								
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">捜査機関との協議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">告発書の作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">告発書の提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; padding: 2px; text-align: center;">代 執 行</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">代執行の可否の確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法条文</th> <th style="width: 55%;">処罰される者</th> <th style="width: 30%;">罰 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 44 条</td> <td>・ 製造所等に係る資料提出命令等【第 16 条の 5 第 1 項】に違反した者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">30 万円以下の罰金又は拘留</td> </tr> <tr> <td>・ 製造所等の立入・検査等の規定【第 16 条の 5 第 1 項】に違反した者</td> </tr> <tr> <td>・ 移動タンク貯蔵所の停止措置等【第 16 条の 5 第 2 項】に違反した者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>捜査機関との協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反の立証内容などについて告発先と十分協議し、法的問題を検討しておく。 ・ 初動調査の着手段階から必要な協議を進めることが望ましい。 ・ 告発書の内容や添付書類（違反調査報告書、実況見分書、質問調査書等）の要否についてあらかじめ捜査機関と協議すること。 <p>(4) <u>告発書の作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告発書に証拠資料（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）を添付する。 <p>(5) <u>告発書の提出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告発は、違反地を管轄する司法警察員又は検察官に告発書を提出することにより行う。 <h2 style="margin-top: 20px;">9 代執行</h2> <p>(1) <u>代執行の可否の確認</u></p> <p>命令違反の内容等が、代執行の要件に該当するか否かを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法第 16 条の 3、第 16 条の 6 命令違反の代執行要件</u> 次のいずれかの要件に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ア 措置を履行しないとき イ 履行しても十分でないとき ウ 措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき ・ <u>上記以外の命令違反等の代執行要件</u> 上記 の要件に加えて、次の全ての要件に該当するとき。 他の手段によってその履行を確保することが困難であること。 その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。 	法条文	処罰される者	罰 則	第 44 条	・ 製造所等に係る資料提出命令等【第 16 条の 5 第 1 項】に違反した者	30 万円以下の罰金又は拘留	・ 製造所等の立入・検査等の規定【第 16 条の 5 第 1 項】に違反した者	・ 移動タンク貯蔵所の停止措置等【第 16 条の 5 第 2 項】に違反した者
法条文	処罰される者	罰 則							
第 44 条	・ 製造所等に係る資料提出命令等【第 16 条の 5 第 1 項】に違反した者	30 万円以下の罰金又は拘留							
	・ 製造所等の立入・検査等の規定【第 16 条の 5 第 1 項】に違反した者								
	・ 移動タンク貯蔵所の停止措置等【第 16 条の 5 第 2 項】に違反した者								

解 説 等

捜査機関との協議

告発は、法的には司法警察員又は検察官に行うこととされている。

告発書の作成と証拠資料等の整備を完了した場合には、これら捜査機関に対し、告発書を提出することになる。

捜査機関との事前打ち合わせは、特に、犯罪事実の構成要件とこれに対応する証拠資料、情状にかかわる事項等を中心として行い、指摘があった場合には、これらを補完して後日、正式に告発書を提出するものとする。

司法警察員、告発後の刑事手続等については、防火対象物違反処理マニュアル (P.51) 参照。

代執行

代執行とは、法令又は行政処分に基づく作為義務 (何かをしなければならない義務) のうち、他人が代わって行うことのできる作為義務を義務者が履行しない或いは履行遅滞や見込みがないときに、不履行状態を放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ他人が代わって履行する以外にその履行を実現することが困難である場合に、行政庁自ら又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、これに要した費用を義務者から徴収することをいう。

行政庁が自ら行うとは、行政庁がその所属職員の手が行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた人夫を非独立的な補助力として用い、それを指揮して行わしめることである。第三者が行うとは、独立の地位にある土建業者などと請負契約を締結して作業の完成を委託することである。

法第 16 条の 3、第 16 条の 6 の命令

これらの命令に基づく代執行的作為義務の例は次のとおり。

- ・危険物施設における事故時の危険物流出・拡散防止、危険物の除去に係る措置命令 (法第 16 条の 3 第 3 項)
- ・無許可貯蔵・取扱施設 (法第 10 条第 1 項違反) の危険物除去命令 (法第 16 条の 6)

行政代執行における代執行要件、代執行の教示等については、防火対象物違反処理マニュアル (P.55) 参照。

処 理 手 順	処 理 事 項
<pre> graph TD A[代執行の要否の検討] --> B[代執行の主体] B --> C[事前準備] C --> D[戒告] D --> E[代執行令書による通知] E --> F[代執行の実行] F --> G[改修完了] G --> H[費用徴収] </pre>	<p>(2) 代執行の要否の検討 代執行要件に該当し代執行が可能となったら、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断し、代執行の要否を決定する。</p> <p>(3) 代執行の主体 代執行権を有する者は、具体的事案について義務の履行を強制し得る権限、すなわち命令権を有する行政庁である。従って、法第16条の3第5項及び法第16の6第2項の規定に基づく代執行の主体は、市町村長等（法第16条の3第4項に掲げる事項にあっては市町村長）である。</p> <p>(4) 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制をつくること ・代執行に伴う作業、警戒、経費等の計画の樹立し、タイムスケジュール等の企画調整を行うこと。 ・関係行政機関・マスコミへの情報提供を行うこと。 ・行政不服審査又は行政事件訴訟の提起に対する対応策の検討をすること。 ・命令違反に対する告発の検討をすること。 <p>(5) 戒告（行政代執行法第3条） 相当の履行期限を定め、その期限までに履行されないときは代執行を行う旨通知する。 なお、文書によらない戒告は、要件を欠くものとして無効である。（非常の場合又は危険切迫の場合を除く。）</p> <p>(6) 代執行令書による通知（行政代執行法第3条） 「代執行令書」により、代執行を行う日時、代執行のために派遣する執行責任者の氏名、代執行のための費用の概算見積額を義務者に通知する。（非常の場合又は危険切迫の場合は、当該手続を経ずに代執行することができる。）</p> <p>(7) 代執行の実行（行政代執行法第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行責任者の指揮により、代執行を実行する。 ・執行責任者は、代執行権者が発行する「代執行執行責任者証」を携帯する。 ・捜査機関への告発後、代執行により消防法令違反が是正された場合は、速やかに当該捜査機関に連絡する。 <p>(8) 費用徴収（行政代執行法第5条、第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「代執行費用納付命令書」により、<u>実際に要した費用の額</u>及びその納付期日を定め、義務者に納付を命ずる。 ・義務者が費用を納付しないときは、国税滞納処分の例（差押え）によりこれを徴収する。

解 説 等

代執行の実行

行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし、(行政庁の所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた作業員を、指揮して行わしめる。)又は、第三者をしてこれを行わしめる(土建業者などと請負契約を締結してそれに行わしめる。)いずれの場合においても、執行責任者は、代執行の事実行為についての責任者として、作業の実施にあたる者に対し必要な指示を行い、執行責任者証を携帯し、相手方や関係人の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

なお、執行責任者は、突発の事故に備えて複数選任することが望ましい。

実際に要した費用

実際に要した費用というのは、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の除去及び保管に要した費用はこれに含まれない。

なお、代執行によって生じた解体材や搬出動産等については、代執行実施作業の開始前又は終了後に、所有者に引き取るべき旨を通知し、かつ、所有者の占有、管理できる状態におけば、行政庁は、原則としてその保管義務を免れるものと解すべきであろうとされている。

違反処理に伴い予測される争訟事案
行政機関側の権限不行使を理由とする損害賠償請求
命令に瑕疵がある場合の行政争訟
行政救済制度

防火対象物違反処理
マニュアル (P.37) 参照。

第2 違反処理基準

違反処理基準は、違反処理を厳正、公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、許可の取消しへの移行基準及び履行期限の判断を具体的事例を挙げて示したものである。なお、適用要件への該当性や履行期限の設定等については、下記を参考にしつつ、具体的な事例に応じ適切に判断する。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 危険物の無許可貯蔵又は取扱い (法第10条第1項)	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令 (法第16条の6)					1 本欄は製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所のすべてを対象とする。 2 製造所等において当該貯蔵、又は取扱いの態様を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているものの例として、次のような場合がある。 (1) 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの (2) 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの 【履行期限】 ・原則、即時
	製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第16条の6)			本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに第二次措置に移行する。 【履行期限】 ・原則、即時
2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反 (法第10条第3項)	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)			1. 本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 (1) 移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの ア 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、あふれ、飛散等があるもの イ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの (2) 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれが大きい等のもの 【履行期限】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項・第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)	
	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第11条の5第1項・第2項)	除去命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)	1 第三次措置は基準遵守命令不履行のもので、火災等の災害発生危険が大きいもの 2 本欄は、災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし、軽微な基準違反が繰り返し行われているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない。 3 本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続上の違反については、本項に基づく措置は行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない。 【履行期限】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容		
3	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項の不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）	1 法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。 【履行期限】 ・変更許可手続、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
4	製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項の不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第2号）	使用停止命令不履行のもの （法第10条第4項の基準に適合していないもの）	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）	1 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。 2 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。 【履行期限】 ・原則、即時
5	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第12条第1項）	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする。 該当する事例としては、次のような場合がある。 (1) 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの (2) 配管等の腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの (3) 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの 2 過去に第二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取消しを検討する。 【履行期限】 ・原則、即時
		法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	警告事項の不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合となったもので、違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。 (1) 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれがあるもの (2) 危険物施設内の電気設備が損傷し、火花を発生するおそれがあるもの 【履行期限】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
6	製造所等の緊急使用停止等（法第12条の3）	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第12条の3第1項）					1 本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない。 【履行期限】 ・原則、即時

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
7 製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第13条第1項・第3項）	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期にわたって継続するなど悪質なものであるもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）			1 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任していない場合であるとを問わない。 2 保安監督業務不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である。 【履行期限】 ・危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
	危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告					1 無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。 【履行期限】 ・危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて、期限を設定する。
8 危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）			1 本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する。 2 危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが、公共安全の維持又は災害発生防止上支障がある場合の例として、次のような場合がある。 (1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合 (2) 職制等の事情から保安監督業務を行ない得ない場合 (3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その職務を行うことができない者 (4) 遵法精神が著しく欠如している場合 (5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合 また、危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実に保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する。 【履行期限】 ・危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）	
9 予防規程未作成等（法第14条の2）	予防規程を作成していないもの	警告					1 予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。 【履行期限】 ・危険物施設における予防規程の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
	予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）			1 本欄に該当する事例としては、予防規程の内容が法第16条第3項に適合していない場合、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある。 【履行期限】 ・予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容		
10	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第14条の3第1項、第2項）	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第4号）	1 許可の取消しについては違反処理要領（P.27）参照。 【履行期限】 ・保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
11	製造所等の定期点検未実施等（法第14条の3の2）	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第5号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第5号）	1 許可の取消しについては違反処理要領（P.27）参照。
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告					
12	危険物の運搬に関する基準違反（法第16条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告					1 違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。 【履行期限】 ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
13 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16条の2第1項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告					1 本項に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。 【履行期限】 ・原則、即時
14 製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）	製造所等における流出事故等の際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第16条の3第3項・第4項）					1 本欄は、応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当する。 【履行期限】 ・原則、即時